

## 地域づくり活動アシスト事業概要

### ■ 事業内容

地域づくりのためのワークショップやイベントの開催、広報資料の作成などの活動を県内で行っている地域づくりグループ及び団体（以下、「地域づくりグループ」という。）に対して、活動費の一部を助成することにより、地域における地域づくり活動の活発化を促進し、活動事例を発表する機会を通じて他団体とのネットワークづくりを促進し、広く地域の活性化を目指します。

### ■ 助成対象者

次の要件を満たす、地域づくりグループが対象です。

- (1) 概ね 10 人以上のメンバーで、かつメンバーの半数以上が県内在住者で構成されていること
- (2) 政治、宗教、営利を目的とする団体でないこと

### ■ 対象となる事業

対象となる事業は、地域づくりに関する次の活動です。

- (1) 学習会・シンポジウム・ワークショップ等の実施
- (2) 地域を活性化するためのイベントの開催
- (3) 広報誌紙の発行、チラシ・リーフレット・冊子等の印刷、HP 開設等情報発信環境の整備、掲示板等の構築物の設置
- (4) その他、地域づくりグループが行う活動で、地域の活性化に貢献すると当センターが判断した活動

### ■ 対象となる経費

対象となる経費は、活動を行うのに必要な経費（材料費、資料代、通信費、会場借上料等）や講師・専門家への謝礼、旅費等です。地域づくりグループの一般管理運営費、飲食費及び物品販売等収益を目的とする経費、助成決定通知以前の活動に対しての経費は対象外です。

### ■ 助成金

- (1) 1 件当たり 10 万円を上限として助成します。
- (2) 助成に当たっては、審査委員会を開催して助成団体を決定します。決定は 6 月下旬の見込みです。
- (3) 助成金は、地域づくりグループが助成対象事業を実施した後に、実績報告書等の提出を受け、センターが、交付すべき助成金額を審査・決定・通知した後に交付します。  
(事後払いです)

### ■ 活動報告

当センターが発行する媒体等（印刷物、Web、発表会等）で、活動内容の報告をしていただきます。

### ■ 手続き方法

「実施要領」及び申請様式は当センターのホームページからダウンロードしてご利用ください。お申込みは、当センターに直接または郵送で助成申請書等を提出してください。また、過去の助成実施状況についてはホームページをご参照ください。

ダウンロードはこちらから。 <http://www.ecpr.or.jp/r5assist-bussiness/>

**締め切り：令和 5 年 5 月 26 日（金） 必着**